

令和7年度第3回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和7年7月4日（金）

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第18号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第19号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第21号 非農地通知交付申請について

議案第22号 農用地利用集積等促進計画について（意見）

議案第23号 農用地利用集積等促進計画について（要請）

議案第24号 地域計画の変更について（意見）

議案第25号 農用地利用計画変更について

(2) 報告

報告第11号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第12号 現況証明願について

報告第13号 農地の転用のための届出の受理について

報告第14号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

（農業委員）

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、7番 太田 智代、8番 太田 政俊、10番 酒井 美明

11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉、13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎

15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、34番 新實 文夫、35番 阿部田 光春

36番 鈴木 安光、37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

4 欠席委員

6番 浅岡 治徳、9番 神谷 六雄

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主査、主事
- (2) 農務課 主査、主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は6番の浅岡 治徳委員と9番の神谷 六雄委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： （異議なし）

会長：それでは13番の加藤 健一委員と14番の内藤 成一郎委員にお願いいたします。それでは議事にしがいまして、議案第18号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って4件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号13番は山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いいたします。

保田 委員：申請番号12番 調査年月日は令和7年6月28日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

倉橋 委員：申請番号14番 調査年月日は令和7年6月22日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

畔柳(則) 委員：申請番号15番 調査年月日は令和7年6月22日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、申請番号 13 番を審議するため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 13 番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

片岡 委員：申請番号 13 番 調査年月日は令和 7 年 6 月 22 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第 19 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 8 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号 18 番は山口委員が申請当事者、山内委員が申請代理人となつてみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いいたします。

石川 委員：申請番号 11 番 調査年月日は令和 7 年 6 月 26 日。本案件は、現在製造業を営

んでいるが、工場の従業員数が増加し、従業員用の駐車場が不足するため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 12 番 調査年月日は令和 7 年 6 月 28 日。本案件は、現在賃貸住宅に夫婦で暮らしているが、家財等が増え手狭になっており、また、農作業場所を確保する必要もあるため、申請地に農家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 13 番 調査年月日は令和 7 年 6 月 23 日。本案件は、現在賃貸住宅で暮らしているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 14 番 調査年月日は令和 7 年 6 月 27 日。本案件は、現在行っている残土処分事業地の隣接地で、土地所有者及び耕作者が農地の嵩上げを希望しており、両者の利害が一致したため、申請地を一時転用して一体的に嵩上げ工事を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

倉橋 委員：申請番号 15 番 調査年月日は令和 7 年 6 月 25 日。本案件は、申請地周辺で商業施設建設の計画をしており、当初計画では、土地区画整理事業地内に従業員用駐車場を確保していたが、事業計画の協議等により駐車場用地の一部が減歩となり、従業員用駐車台数が確保できなくなったため、従業員用駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

畔柳(雅) 委員：申請番号 16 番 調査年月日は令和 7 年 6 月 24 日。本案件は、申請地周辺で商業施設建設の計画をしており、当初計画では、土地区画整理事業地内に従業員用駐車場を確保していたが、事業計画の協議等により駐車場用地の一部が減歩となり、従業員用駐車台数が確保できなくなったため、従業員用駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(良) 委員：申請番号 17 番 調査年月日は令和 7 年 6 月 24 日から 7 月 1 日。本案件は、自社受注の残土処分先を探していたところ、高低差があり土砂の搬入が可能で土地所有者と利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。調査の

結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：申請番号 15 番、16 番の手続きについて、受人である事業者が同じであるのにも関わらず申請が分かれているのは、調査委員が違うということで分かれたのかなと思うのですが、1 本での申請という考え方はあるのかということと、今回 2 つに申請を分けた意味を教えてください。

事務局：今回の案件につきましては、事業者も従業員用の駐車場という内容も同じということで 1 つにまとめることもできますが、事業者としては駐車場の場所が違うということで相手方から別々で申請がでてきたので、それを受け付けてはいけないということでもないためそれぞれで申請を受け付けました。

酒井(功) 委員：2 つの申請で受け付けるとなると、県の農業会議にはかからなくなるので、基本的には調査員が違っても 1 本で受け付けるべきだと思うのですが、分けて申請があったときに 1 本で申請するように指導できるのかどうか教えていただきたい。

事務局：県の農業会議を免れるような疑わしい申請であれば、今後は 1 本化していきたいと考えています。

酒井(功) 委員：申請日が違う日であれば別ですが、同時に出てきたものについて分けてしまうと周りからどうして分けたのかという疑問が出てきてしまうので、事務局はその辺についてよく確認して議案に挙げていただければと思います。

事務局：そのようにさせていただきます。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

加藤(健) 委員：申請番号 13 番について、分家住宅を建てた後も左側、右側とも田んぼが残っていて、そのまま農作業を続けていくという環境だと思うのですが、このような農地の中に分家住宅など建物を建てる時に、どこかのタイミングで結構ですので、受人の方に「今後も埃、騒音等が必ず出ますので、ご了承ください」と伝えていただけると、隣で作業する農家の方も安心して作業ができます。農家の方ももちろん、風向きや作業時間など考慮しながら作業するのですが、自然相手なものですので、どうしてもやむを得ずに作業するときがあることもありますので、よろしくお願いします。

事務局：おっしゃる通りだと思いますので、今後こういった申請があった場合は受人の方に必ず伝えるようにさせていただきます。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。ただし、申請番号 14 番、17 番については、一団の転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。次に、申請番号 18 番を審議するため、山口委員と山内委員には一度退室していただきます。

(山口委員、山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 18 番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

阿部田 委員：申請番号 18 番 調査年月日は令和 7 年 6 月 26 日。本案件は、現在居住している自宅までの道路が狭小且つ急勾配であり、住宅敷地内に駐車をするのが困難なため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山口委員と山内委員には入室していただきます。次に、議案第 20 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いし

ます。

羽根田 委員：申請番号 3 番 調査年月日は令和 7 年 6 月 22 日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

高木 委員：申請番号 4 番 調査年月日は令和 7 年 6 月 27 日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 21 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号 4 番は山口委員が申請当事者、山内委員が申請代理人、申請番号 5 番は山内委員が申請代理人となってみえます。初めに、申請番号 4 番の審議をするため、山口委員と山内委員には一度退室していただきます。

(山口委員、山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 4 番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

阿部田 委員：申請番号 4 番 調査年月日は令和 7 年 6 月 26 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。それでは、山口委員には入室していただきます。次に、申請番号5番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

山口 委員：申請番号5番 調査年月日は令和7年6月24日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第22号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、支障ないものとします。次に、議案第23号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積等促進計画（要請）について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、要請するものとします。次に、議案第 24 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：（地域計画の変更（意見）について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井（功） 委員：議案 24 号と 25 号の内容は同じですが、法律によって変わってくるため分けて農業委員会に諮っていると思うのですが、この中の申請番号 3 番の編入について、岡崎市市長が申請人で所有者は個人が持っているということで、岡崎市が申請人になっていることについて教えていただきたい。

事務局：昨年度の案件として、岡崎市の事業として収用移転して分家住宅の建設をされる方がいたのですが、最終的に地元の方との協議を進める中で申出者が建築を断念されたことに伴って、農用地の除外が既に完了していた当該地について耕作は継続されているために、元の農用地区域内の指定を編入により戻すということになります。地域計画も農用地区域、いわゆる青地については指定の地図の範囲に入る関係から、24 号、25 号として市長名で行っているというものになります。

酒井（功） 委員：収用の場合は、個人が申請ではなく市が申請ということになるのですか。

事務局：収用の場合はというわけではなく、基本的に過去の事例から見ても編入については、岡崎市が必要に応じて農用地区域指定が必要という場合に、改めて編入の手続きを行っています。

酒井（功） 委員：編入の場合は市が、外す場合は個人がやるということですか。

事務局：除外については、基本的には個別の案件と行政案件と呼ばれる市の名義でやる場合というのが全体の農用地区域の指定の際には存在するのですが、普段こういった場で審

議いただいている個別案件については、個人から申請をいただいたものをご審議いただいております。編入については基本的には岡崎市が行っていますが、場合によっては個人から編入を申し出られた際に、審査機関である農務課が審査のうえで編入の手続きを進める場合もあります。

酒井(功) 委員： 編入の場合は個人からの申請はほとんどないですか。

事務局： そもそも編入の事案は少ないですが、直近の案件については、岡崎市長名で編入をしています。

酒井(功) 委員： 除外については、ほとんど個人が多いということですか。

事務局： そうですね。基本的には農用地区域に指定されていれば、耕作専用の地域ということで農務課としても守っていく農地という扱いになるので、やむを得ず除外の申し出をいただいた場合に市の計画として組み込んでいくということになります。

酒井(功) 委員： 除外というのは少ない案件になってくるという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 除外が済んだ後に編入をするケースはごくまれだという認識をしております。

酒井(功) 委員： ありがとうございます。

会長： ありがとうございます。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長： 全員賛成と認め、意見なしとします。次に、議案第 25 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： (農用地利用計画変更について、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長： ありがとうございます。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

新實 委員： 申請番号 1 番 調査年月日は令和 7 年 6 月 29 日。本案件は、現在賃貸住宅で

生活しているが、家財等が増え手狭になってきたため、分家住宅を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(昌) 委員：申請番号2番 調査年月日は令和7年6月27日。本案件は、現在市外に住んでいるが、両親が農業を行うことが困難になり、実家及び耕作地の隣接地にて耕作を手伝うため、分家住宅を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：申請番号3番 調査年月日は令和7年7月1日。本案件は、令和6年度に農用地区域から除外を行いましたが、計画が中断し、現在は優良農地として利用可能であるため、農用地区域へ編入するというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。よって、調査員総合意見としては可となっています。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、農用地利用計画を変更するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	11 件
現況証明願について	5 件
農地の転用のための届出の受理について	14 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	15 件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

－午前 10 時 30 分終了－

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（13 番）

岡崎市農業委員会委員（14 番）